様式第２（第７条、第９条関係）

東浦町犯罪行為等対策防犯カメラ管理運用者届出書兼誓約書

年　　　月　　　日

東浦町長

（借受者）

住所又は所在地

　氏　　名

東浦町犯罪行為等対策防犯カメラ貸与事業実施要綱の規定に基づき、下記のとおり、管理運用者を定めましたので届け出ます。借受以降の管理については、管理運用者が適切に行います。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 管理運用者 | 住所又は所在地 |  |
| 氏名 |  |
| 電話 |  |
| FAX |  |
| メール |  |

東浦町犯罪行為等対策防犯カメラ管理運用者誓約書

以下の全ての項目を確認し、署名の上、提出してください。（確認した項目の□に☑を入れてください）

□　東浦町犯罪行為等対策防犯カメラ貸与事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、犯罪行為等対策防犯カメラの設置及び管理運用をします。

□　犯罪行為等対策防犯カメラの設置又は管理運用に関する苦情を受けたときは、速やかに対応します。

□　犯罪行為等対策防犯カメラの設置及び管理運用に関し、その一切の責任を負います。

□　設置した犯罪行為等対策防犯カメラの設置場所又は設置方法を変更するときは、あらかじめ町長に届け出ます。

□　申請に係る建物等以外の場所に犯罪行為等対策防犯カメラを設置しません。

□　犯罪行為等対策防犯カメラの設置目的を達成するために最も適切な撮影範囲となるよう調整し、他の住宅等の私的な空間を撮影しません。

□　犯罪行為等対策防犯カメラの設置場所付近の見やすい場所に、犯罪行為等対策防犯カメラを設置していることを掲示します。

□　記録媒体を犯罪行為等対策防犯カメラから容易に取り出すことができないよう、常時施錠します。

□　犯罪行為等の抑止以外の目的で、犯罪行為等対策防犯カメラにより撮影した画像により知り得た情報を漏らしません。管理運用者でなくなった後も同様に遵守します。

□　必要がなくなったときは、記録媒体に記録された画像のデータの消去又は当該記録媒体の破棄等の処理をします。

□　故意又は過失により犯罪行為等対策防犯カメラを毀損又は紛失、第三者への譲渡、担保に供した場合は、現品又は町長が相当と認める金額を賠償します。

東浦町犯罪行為等対策防犯カメラ貸与事業実施要綱の規定に基づき定められた管理運用者として、上記の事項を確認し遵守します。

年　　　　月　　　日

**（管理運用者署名）**